

蟹江町の「かにえ地域クラブ活動（学校部活動の地域展開）」に関するガイドライン

令和 8 年 3 月
蟹江町教育委員会

1 本ガイドラインの趣旨

学校部活動は、これまで生徒の自主的・自発的な参加のもと学校教育の一環として行われており、個々の人間形成や体力・技術の向上等を始め、異年齢との交流からの人間関係構築や豊かな学校生活等、多様な学びの場として教育的意義を有しています。

しかし、近年、全国的に生徒数や教職員数の減少が進み、今までと同様の体制で部活動を運営していくことが難しくなっています。また、競技経験のない教職員が指導をせざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたり等、多様なニーズに対応する教職員にとっては、大きな負担ともなっています。

そのような中、文部科学省（スポーツ庁・文化庁）は、これらの課題を解決するために、まずは、中学校の部活動のうち休日の活動について、段階的に地域展開（地域連携）していく方針が示され、その中に、改革推進期間等のスケジュールが掲示されており、令和 10 年度までには、全ての自治体が着手することとなっています。

蟹江町教育委員会においても、学校部活動に関する課題は同様であることから、中学生（生徒）の充実したスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、速やかに国（スポーツ庁等）の方針に基づいた活動体制の整備をすることが必要であると捉えています。

したがって、中学生（生徒）が将来にわたり、様々なスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、適正な運営や効果的な活動の在り方とともに、新しい地域クラブ活動を整備するための必要な対応について、本ガイドラインで示すものとします。

なお、国等のガイドラインの改定、次期学習指導要領等の改訂により、当該ガイドラインを見直す場合があります。

2 基本方針

- (1) 休日における学校部活動は、令和 9 年 8 月末日（大会及び対外試合等を除く）で終了し、同年 9 月より地域における活動に展開することを目指します。
- (2) 平日の学校部活動については、現在の学校主体の活動（部活動）を継続しつつ、国の指針及びガイドライン等に基づき、学校及び地域と連携して、地域展開（地域連携）の早期実現を目指します。
- (3) 町内在住の中学生を対象とし、自分の興味関心に応じて地域における活動を選択し参加することができます。
なお、この活動への参加は、中学生の自由意思によるものであり、強制するものではありません。
- (4) 中学校の部活動改革を進めるため、学校や地域そして関連機関等との連携、また、地域クラブ活動等に対し、助言や指導を行う「部活動地域移行コーディネーター」（以下、「コーディネーター」という。）を配置します。
コーディネーターは、かにえ地域クラブの運営方針や実施内容等について、指導や助言を行うとともに、学校や参加者・保護者等からの問い合わせや、相談があった場合には、統括的な役割を担い対応します。
- (5) 中学校長や P T A 関係者、スポーツ団体長等から構成されている、蟹江町学校部活動地域展開検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を定期的を開催すること

で、情報共有や課題認識、その解決に向けた取り組み検討等、円滑な事業運営ができるよう努めます。

3 地域クラブ活動の活動環境整備

(1) 地域クラブ活動とは

地域クラブ活動は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という考えのもとで行われ、学校部活動が担ってきた、教育的役割や意義を継承・発展しつつ、地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体となり、部活動に代わるスポーツ・文化芸術に親しむ機会を中学生に提供する活動です。

(2) 地域クラブ活動の目的

ア 地域クラブ活動を通して、中学生が新たな価値の創出と、生涯にわたって多様なスポーツ・文化芸術に継続して活動（体験）できる機会（環境）をつくります。

イ 教職員の働き方改革（学校部活動に関する負担の軽減等）を推進することにより、教職員と生徒間の時間の充実と、地域と連携した教育活動の質の向上を図ります。

ウ 地域において、世代間の交流を始め、持続可能で多様なスポーツや文化芸術活動の環境を整備します。

(3) 「かにえ地域クラブ運営本部」と「実施主体クラブ」

ア 「かにえ地域クラブ運営本部」（以下、「運営本部」という）は、本町の学校部活動の地域展開（地域連携）を円滑に進めるための、中心のかつ種目ごとに実施する活動を取りまとめる存在となります。その運営や事務等については、総合型地域スポーツクラブである「特定非営利活動法人 活き生きかにえスポーツクラブ」が主管となって取り組み、行政と連携して中学生に多様な学び（体験）の機会を提供していきます。

イ 運営本部は、本ガイドライン及び国（スポーツ庁・文化庁等）や愛知県が示すガイドラインに基づいて、まずは休日の部活動について取り組みます。

また、平日の部活動については、当面の間、現行どおりとしますが、国等が示すガイドラインに注視して進めていくこととします。

ウ 運営本部は、現行の部活動種目を優先に地域展開（地域連携）へ向けた実施計画を行います。指導者や活動場所の確保等、準備が整った種目からクラブ活動（以下、「実施主体クラブ」という）として始動させます。

エ 運営本部は、実施主体クラブが、過度な勝利主義や大会出場志向などにならないよう、注視しつつ、中学生への多様な学び場の提供の観点から、現行の部活動種目にない、種目（レクリエーション志向等の活動）の創設にも、状況に応じて取り組むこととします。

オ 実施主体クラブは、当ガイドライン始め運営本部の助言や指導等に沿った活動を行うとともに、その活動に関する事務についても行います。

(4) かにえ地域クラブへの参加対象と応募

ア 参加対象者は、原則、町内在住で、かにえ地域クラブ活動への参加を希望する中学生とします。

ただし、教育委員会等が、特別に認めた場合は、この限りではありません。

- イ 運営本部は、中学生が、多様な活動種目の中から、円滑に選択ができるように「かにえ地域クラブ 活動種目 一覧表」（以下、「一覧表」という）を作成し、公表します。
- ウ 各中学校は、生徒（中学生）に対し、作成された一覧表を配布（活用）することで、生徒（中学生）にあった活動ができるよう支援するとともに、教職員間においても、当事業の周知と情報共有を図ります。
- エ 一覧表に記載のある活動へ参加を希望する中学生は、必ず保護者の同意を得て所定の申込書を学校または、運営本部へ提出します。

（５）指導者の確保と資質向上

- ア 運営本部は、地域クラブの活動が円滑に運営できるよう、退職教員や兼職兼業を希望する教職員等の人材を活用、また地域住民を始め、既存のスポーツ団体や芸術団体等の指導者や会員等、様々な分野の指導者の確保に努めるとともに、広域的に指導者を募集して、指導者登録リストを作成し、適切な管理に努めます。
なお、運営本部が募る指導者並びに指導を希望する方の条件や資格等の詳細については、別に定めるものとします。
- イ 運営本部は、参加する中学生の安心・安全な活動を確保する点から、かにえ地域クラブ活動における指導者は、複数人（最低２名）の配置を基本とし、参加者への適切な指導力等の質を高め、暴言や暴力、行き過ぎた指導などのハラスメント等の行為が無いように徹底します。
- ウ 実施主体クラブの指導者が、教職員の兼職兼業である場合には、労働時間等の管理を自身で行い、十分に理解した上で行うことが必要です。
さらに、その所属長においては、指導を希望する本人の意思を十分に確認・尊重するとともに、学校運営に支障がないことも確認することが必要です。
- エ 実施主体クラブの指導者は、「指導者の心得」を遵守するとともに、参加する中学生と、十分にコミュニケーションを図って活動することが必要です。

（６）適切な指導と活動の実施

- ア 指導する分野が、スポーツ分野の場合は、文部科学省作成の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月）等を、文化芸術分野においては、文化庁作成の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月）等を参考にして、指導することとします。
また、「蟹江町部活動指導ガイドライン」（平成 31 年 4 月）についても留意することとし、当活動は、中学生が生涯にわたって、スポーツや文化芸術に親しむ素地を養うとともに、心身の健康並びにスポーツや文化的活動の振興と普及に資するものとし、過剰な競技志向の指導や活動とならないよう注意する必要があります。
- イ 実施主体クラブは、参加者が活動を通じて「楽しさ」や「喜び」を感じることができる内容等を検討・実施し、参加者の自発的・自主的な活動を支援します。
- ウ 実施主体クラブは、年間または月間等の活動計画や実施報告書等を作成し、運営本部へ提出することとします。
- エ 運営本部は、提出された書類を統括し「かにえ地域クラブ活動」としての実績報告書等を作成し、町教育委員会へ提出及び報告を行うとともに、参加者及びその保護者に対しても、情報提供に努めます。

オ 町教育委員会は、提出された報告書等を基に、コーディネーターと連携し運営や経理に関することを始め、改善点や助言等を運営本部に行います。

(7) 活動場所や適切な休養日等の基本事項

「かにえ地域クラブ」の活動は、中学生に無理のない活動とし、次に掲げる活動場所を始め、適切な休養日の設定等のもと、計画及び活動を行うこととします。

ただし、実施主体クラブの実情や参加者からの要望等により、活動日数等を変更したい場合は、運営本部に申し出が必要です。その後、運営本部が実施主体クラブに対しヒアリング等を行い、その内容を町教育委員会と協議した上で、変更や要望等を認めることとします。

ア 1日の活動時間は、「蟹江町部活動指導ガイドライン（平成31年4月）」を参考に休日（学校の長期休業中を含む）は、1日3時間程で、月1～4回程度の活動とします。

なお、活動する時間帯は、原則、午前9時から午後5時までの間とします。

ただし、6月から9月の休日及び長期休業中（夏休み）は、気温上昇等による熱中症予防の観点から、開始時間を早めることも可能としますが、事前に運営本部と協議を行ったうえで活動することとします。

イ 実施主体クラブの活動場所は、原則、町内中学校や小学校の屋内屋外運動場を始め、公共施設等とします。

また、活動時期が夏季であれば、空調設備等の整った施設を活動場所とすることに努めることとします。

ウ 休養日については、原則、土曜日及び日曜日のいずれか1日とします。

ただし、大会等へ参加する場合は、この限りではありません。

エ 学校部活動を地域で展開する観点から、学校行事や定期試験の前後、また地域行事への参加等、一定期間の休養日等を設け、学校や地域に対し配慮することとします。

また、学校の長期休業中における休養日についても、ある程度の長期休養期間を設けることを推奨します。

オ 各活動場所への送迎が必要な場合は、原則、保護者が行うこととします。

(8) 保険の加入

かにえ地域クラブでの活動は、学校の管理下ではない活動となるため、（公財）日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。

そのため、運営本部及び実施主体クラブは、指導者及び参加中学生等に対してケガ等を補償する傷害保険や個人賠償責任保険等への加入を義務付けることとします。

(9) 会費の設定と適切な会計処理

かにえ地域クラブの活動に係る経費（指導者報酬、保険料等）については、持続可能な活動とする観点から受益者負担とします。

ア 運営本部は、地域クラブ活動の運営維持に必要な範囲での会費設定を行いますが、その設定については、可能な限り低廉な金額となるよう努めます。

イ 町教育委員会は、かにえ地域クラブの活動に係る、各施設使用料についての支援や、学校と連携して、経済的に困窮する家庭についての、かにえ地域クラブ活動への参加費用の支援等に向けた取り組みを進めます。

ウ 町教育委員会は、運営本部が新しい種目の活動を創設する際には、その費用の支援について検討するとともに、運営本部が、町内企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や、設備・用具・楽器並びに活動費の寄附等を受けられるよう、その体制づくりについての助言等を行います。

エ 運営本部及び実施主体クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、町教育委員会並びに検討委員会に対し、年1回、情報開示を行うこととします。

(10) 参加者の安全確保について

ア 運営本部は、活動が可能な環境基準として、気温や暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値などを作成し、学校や実施主体クラブ等と共有して、安全に活動ができるよう努めます。

また、クラブ活動中の急な天候の変化（雷や竜巻等）や自然災害の発生（大雨、地震等）についても、安全確保が取れるよう、緊急連絡体制等を適切に整備することとします。

イ 実施主体クラブは、活動中の予測される危険性の事前確認を始め、用具や活動場所の点検・安全確認を行い、正しい用具の使用方を参加者に指導することとします。

特に、新たに参加する中学生については、経験が少なく器具等の扱いや活動内容について不慣れであることが想定されるため、安全には十分配慮して指導することとします。

ウ 実施主体クラブは、活動の前後に参加者個々の健康観察を行うことはもとより、活動中も、心身の健康状態の把握に努め、参加者の顔色や動き等、変化に応じて柔軟な指導（活動）を行うこととします。

エ 運営本部及び実施主体クラブは、事前に事故発生時の対応手順等について、相互に確認することとします。

オ 実施主体クラブは、応急手当や救命措置、心肺蘇生法等の正しい手順やAEDの設置場所、使用方を理解し、事故発生時には、確実に実施することとします。

カ 万が一、事故等が発生した時は、実施主体クラブ（指導者）は「生命の確保」を第一に、救急搬送等について、迅速かつ適切に対応します。

また、運営本部に対し、速やかに連絡することとします。

さらに、軽微な事故（ケガ）が発生した場合においても、帰宅後、体調不良になり、医療機関へ受診をしなくてはならない場合も想定されることから、必ず運営本部に報告（連絡）することとします。

キ 運営本部は、実施主体クラブ（指導者）から事故等の報告を受けた際には、その状況を把握し、速やかに負傷者の保護者へ連絡（報告）することとします。

また、町教育委員会へも状況報告（連絡）を行うこととします。

その後、事故報告書を作成し、町教育委員会へ提出するとともに、学校も含めた協議等を行い、適切に対応することとします。

ク 地域クラブ活動中に、参加者同士のトラブルやいじめ等が発生した場合、当該クラブの指導者は、速やかに運営本部に連絡し、状況を報告することとします。

ケ 報告を受けた運営本部は、その経緯や状況等をまとめた書類を作成し、町教育委員会へ報告することとします。

その後、町教育委員会や学校と協議等を行い、適切に対応します。

コ 参加者や保護者等から、実施主体クラブの指導者に対する問題等が認知・報告された場合は、運営本部が主体となり状況を把握し、町教育委員会へ報告することとします。

サ 町教育委員会は、報告を受けた案件に対し、関係部署等と連携して適切な対応を行います。

4 運営本部等と学校の適切な連携

- (1) 運営本部は、これまでの学校部活動の意義や役割について、継承・発展させ、中学生の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう、学校と連携を図って取り組むこととします。
- (2) 学校は、かにえ地域クラブの活動において、生徒の自主的・自発的な参加ではあるものの、参加者間（生徒間）のトラブル等が発生し、学校生活に影響する場合も想定されることから、町教育委員会並びに運営本部と適切な情報共有等を行い、連携して解決にあたることに努めます。
- (3) 学校は、部活動の地域展開（地域連携）事業を十分に理解し、運営本部と実施主体クラブ活動についての情報共有を行いつつ、生徒や保護者に対し、部活動改革の周知を行い、生徒の興味関心に応じて、自分にふさわしい活動を選ぶよう助言等に努めます。
- (4) 学校は、かにえ地域クラブでの指導を希望する教職員から兼職兼業の承認申請が提出された場合、その意思を尊重しつつ副申等を行うこととします。その場合、勤務時間や給与の取り扱いに関する問題が生じないように注意するとともに、文部科学省が定める基準にしたがって判断することとします。
- (5) 学校と兼職兼業の承認を得た教職員は、かにえ地域クラブの指導者としての活動が、教職員としての職務ではなく、プライベートな活動であることについて理解して指導（活動）にあたることとします。

5 大会参加について

- (1) 中学校体育連盟を始めとする各種スポーツ大会や演奏会、コンクール等に対し、かにえ地域クラブとして参加する場合、日頃の活動の成果発表の場として、捉えることができますが、その出場有無に関しては、参加者（中学生）の意向や学校の方針等を考慮して最終的に決定します。
- (2) 各種大会に参加するための様々な条件や規定等の情報については、実施主体クラブが、各主催者から情報収集をして対応することとします。
また、当初の活動計画にない大会に参加することを決定した際は、その内容（情報）を運営本部へ報告することとします。

6 その他

- (1) 蟹江町スポーツ協会や蟹江町スポーツ少年団、蟹江町文化協会等の関係団体については、運営本部と協力・連携して、かにえ地域クラブ活動の指導者推薦や、運営補助等の支援に努めます。
- (2) 町教育委員会は、円滑に部活動地域展開が進められるよう、中学校のみならず町内小学校においても、部活動改革についての周知を図りつつ地域においても、適宜、

情報発信に努めます。

- (3) 指導者個人において、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）や、動画サイト及びインターネット上の掲示板等で、当活動の様子を写真や動画で投稿する行為は禁止とします。
- (4) 学校は、生徒児童の教育や健全育成に関する専門性などの教育的な実績をいかし、町教育委員会や運営本部と連携し、かにえ地域クラブが円滑に活動できるよう努めます。

7 適用開始日

本ガイドラインは、令和8年3月1日から適用します。

なお、国の方針及び愛知県等のガイドライン、その動向等に注視し、必要に応じて改正します。